

◎ 認定地域クラブの活動にかかる学校備品の借用について（規定）

令和8年度～

<借用備品と使用場所>

- 中学校の部活動時に使用している備品とする
- 借用中学校での活動時のみとする（他の施設へは持ち出ししないこと）  
\*ただし、吹奏楽を除く

<借用対象者>

- 南魚沼市認定地域クラブであること

<申請時期>

- 必要となる1週間前までには、申請書を当該中学校へ提出すること

<学校備品借用の流れ>

- ① 認定地域クラブから学校へ申請書を提出
- ② 部活動顧問を経由し学校長が承諾
- ③ 承諾後、写しを2部取り、1部を学校教育課、1部を認定地域クラブへ送付

<留意事項>

- 認定地域クラブが使用し、破損・紛失した場合は直ちに弁償すること
- 汚損した場合は、きれいにして返却すること
- 燃料が必要な備品を使用する場合は、実費負担とする（現物返還）
- 借用の仕方については、当該学校（部活動顧問）と認定地域クラブとで協議すること